

マイナンバー届出のご依頼

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（以下、「口座管理法」）に基づくマイナンバーのお届出（預貯金口座付番手続）を案内させていただきますので、ご協力いただける場合は、以下の点についてご理解のうえ、店頭もしくは[マイナポータル](#)よりお手続きいただけますようお願い申し上げます。

1. 預貯金口座付番をご案内させていただくお取引について

口座開設を行うお客さまおよび店頭で外国送金を行うお客さまに対して、預貯金口座付番のご案内をさせていただきます。

2. 預貯金口座付番の趣旨について

口座管理法に基づく付番の趣旨についてご理解いただき、以下の点について承諾していただく必要があります。

- ・災害時又は相続時において、お客さまの個人番号の利用によりお客さま又はその相続人が預貯金口座に関する情報の提供を受けることが可能となること。
- ・お客さまの個人番号は、所得税法、生活保護法、預金保険法その他の法令の規定に基づく手続においてお客さまの預貯金口座を特定するために利用され得るものであること。

3. 他の金融機関への付番について

当行への付番のほか、当行経由で他の金融機関への付番を行うことが可能です。

4. 預貯金口座付番の対象となる預貯金口座について

当行および他の金融機関への付番を行う場合は、当該他の金融機関のお客さま名義の全ての預貯金口座が付番対象となります。また、原則として付番完了後に付番を取り消すことはできません。

5. 最新の個人情報の提供について

本申込時、お客さまの氏名・住所・生年月日・個人番号等をご確認させていただきます。**必ず最新かつ正確な氏名・住所・生年月日を提供いただきますようお願いいたします。**金融機関に届け出されている情報が最新でない場合は、届出情報の変更手続等を行っていただく必要があります。

また、他の金融機関への付番を行う場合、本申込時にいただく氏名・住所・生年月日が当該他の金融機関に届け出されているものと異なっていると正しく付番が行われない場合があります。

6. 個人情報の利用目的について

本申込により提出された個人情報の利用目的については、当行のプライバシーポリシー (https://www.joyobank.co.jp/policy/policy_01.html) をご参照ください。

7. 預貯金口座付番の結果通知について

当行への付番については、当行窓口でのお客さまへのご説明（非対面の場合は e-mail、郵送等）により結果通知がなされます。

他の金融機関への付番については、預金保険機構より郵送にて結果通知がなされます。口座有無の確認等のため、結果通知まで2～3週間ほどお時間をいただく場合があります。

※現在、国側でお客さまの氏名・住所・生年月日をもとに、お客さまのマイナンバーを確認するプロセスがあるところ、そのプロセスで何らかの理由によりエラーと判定される可能性があり、当行から申込いただく他の金融機関への付番は、完了まで時間がかかる可能性があります（完了時期は未定です）。

なお、マイナポータルからの登録の場合には、エラーは生じていません。

【ご準備いただく書類】

確認事項	ご準備いただく書類
個人番号確認 (申込時点で有効なもの れか1種類、コピー不可)	・個人番号カード（顔写真のあるものは1枚で個人番号確認と下記本人確認が可能） ・通知カード（記載された氏名、住所が現在のものと一致しているもの） ・個人番号記載のある住民票写し・住民票記載事項証明書
本人確認（住所・氏名等）	【顔写真のある本人確認書類1種類】 運転免許証、運転経歴証明書（H24年4月1日以降のもの）、旅券（R2年2月4日以降発行申請分除く）、身体障害者手帳、顔写真のある在留カード、顔写真のある特別永住者証明書、療育手帳など 【顔写真のない本人確認書類2種類】 各種資格確認書、各種年金手帳、児童扶養手当証書、印鑑証明書、顔写真のない在留カード、顔写真のない特別永住者証明書、住民票写し、住民票記載事項証明書など